

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	実践型人材養成システムの導入促進のための認定訓練助成事業費補助金の拡充	
担当部局・課	主管部局・課	職業能力開発局育成支援課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	5	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
施策目標	1	雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること
	IV	職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>中小企業事業主団体等が当該構成事業主以外の中小企業事業主の雇用する労働者を実践型人材養成システムとして認定職業訓練を実施した場合に認定訓練助成事業費補助金の補助要件を緩和するとともに、中小企業事業主団体等や都道府県に対して実践型人材養成システムの導入促進や普及定着を図るための経費を補助対象とする。</p> <p>※実践型人材養成システム</p> <p>企業が主体となって、企業における実習(OJT)と、教育訓練機関(①公共職業能力開発施設、②認定職業訓練校、③専修学校・各種学校等)における座学とを組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を習得させる制度。</p>				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	150

(3) 問題分析

①現状分析

人口減少社会を迎え、特に「現場力」の衰退が指摘される中、青少年の実践的な職業能力の開発・向上を図りつつ、現場の中核を担う人材を確保する取組を進めるため、平成18年度に改正した職業能力開発促進法において、実践的な職業能力を習得させ

ることを目的とする「実践型人材養成システム」を法律上位置付けるとともに、認定訓練を実践型人材養成システムの OFF-JT 実施機関の一類型として位置付けたところである。

②問題点

こうした中、中小企業においては、現場の中核を担う人材の確保・育成へのニーズが高まる一方、実践型人材養成システム実施に当たって、中小企業単独では、訓練生及び OFF-JT の実施機関を見つけるのが困難、訓練計画の作成のノウハウに乏しい等隘路が見込まれる。

③問題分析

②に掲げたような問題点を解決しなければ、中小企業において「実践型人材養成システム」の普及が進まず、所期の効果を発揮できなくなるおそれがある。

④事業の必要性

中小企業とつながりの大きい中小企業事業主団体等や都道府県に対し、実践型人材養成システムの導入促進や普及定着を図るための経費を補助することにより、単独では訓練生及び OFF-JT の実施機関を見つけるのが困難、訓練計画の作成のノウハウに乏しい中小企業での普及が見込まれることから、当該事業を実施することが必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
職業能力開発検定等の合格率						
(説明) 助成措置の対象となった訓練生が受けた職業能力開発検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率			(モニタリングの方法)			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
補助金執行率						
(説明) 認定職業訓練助成事業費補助金(運営費)の予算額に対する実績の割合			(モニタリングの方法)			
参考指標(過去数年度の推移を含む)			H13	H14	H15	H16
(説明)			(モニタリングの方法)			

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>本事業を行うことにより、我が国の産業経済の基盤を支える人材の確保・育成を図るとともに、実践的な資質を持った若者の将来にわたる雇用の安定等を目指すものであり、国が行うべき必要性の高い事業である。</p>	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>当該事業は中小企業事業主等が行う認定職業訓練の振興のために助成を行う都道府県に対し、その経費の一部を国が補助するものであり、国が行う事業である。</p>	
民営化や外部委託の可否	可 <input checked="" type="checkbox"/> 否
<p>(理由)</p> <p>当該事業は中小企業事業主等が行う認定職業訓練の振興のために助成を行う都道府県に対し、その経費の一部を国が補助するものであり、業務内容、補助金の審査、交付決定等国費の支出の決定に関するものであることから、民営化や外部委託はできない。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
<p>(理由)</p> <p>中小企業においては、現場の中核を担う人材の確保・育成へのニーズが高まる中、中小企業における実践型人材養成システムの導入を促進することが喫緊の課題となっているが、実践型人材養成システム実施に当たって、中小企業単独では、訓練生及びOFF-JTの実施機関を見つけるのが困難、訓練計画の作成のノウハウに乏しい等隘路が見込まれることから、緊要に対応することが必要である。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p>実践型人材養成システムに係る認定訓練助成事業費補助金の補助要件の緩和等 → 認定職業訓練として実践型人材養成システムを実施する中小企業事業主に対する都道府県の支援の促進 → 認定職業訓練を活用した実践型人材養成システムの導入</p>
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>認定職業訓練を活用した実践型人材養成システムの導入促進により、青少年の実践的な職業能力が開発・向上される。</p>
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
<p>特になし。</p>

(3) 効率性

手段の適正性	
<p>これまでも、OFF-JT と OJT の組み合わせ訓練を多く実施している認定職業訓練施設や、認定職業訓練に係る認定事務等の実施主体として知識と経験を長年積み上げてきている都道府県のノウハウを有効に活用するものであり、手段として適正である。</p>	
費用と効果の関係に関する評価	
<p>上述のとおり、既存の資源である認定職業訓練施設や長年蓄積されたノウハウ等を有効に活用するものであり、費用に対し高い効果が期待できる。</p>	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

特になし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 —
②各種政府決定との関係及び遵守状況 —
③総務省による行政評価・監視等の状況 —
④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等） 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議(抄) 「実習併用職業訓練について、事業主のニーズの的確な把握に努めるとともに、制度の実効性を確保するため、事業団体をはじめとする民間団体及び地方公共団体と連携を密にし、事業主、学校関係者等に十分な周知を図り、訓練に取り組む事業主を積

極的に支援すること。」(平成18年5月11日 参議院厚生労働委員会)

「政府は実習併用職業訓練の周知、普及に努めるとともに、各種助成制度の活用等により、その促進を図ること。」(平成18年6月9日衆議院厚生労働委員会)

⑤会計検査院による指摘

—